

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続
局名	人材開発統括官

### I. 特定求職者に対する職業訓練の認定

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

##### (1) 手続の概要

特定求職者に対する職業訓練の認定に関する手続（以下、「認定手続」という。）の事務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」とする。）において実施することとしており、「申請に当たっての留意事項」として手続き方法や認定の基準をホームページ上に公開している（<http://www.jeed.or.jp/js/shien/>）。現在、認定手続にあたっては、各種様式・添付書類を提出することとしており、あらかじめ定めた認定単位期間ごとに機構各都道府県支部（以下、「機構支部」とする。）で、申請受付期間を設け、申請の募集および認定を行っている。また、認定にあたっては、認定基準を満たすもののうち、各都道府県労働局で定めた訓練実施計画（以下、「計画」とする。）の定員の範囲内で、相対的に得点の高いものから認定を行うため、申請の審査結果については、各認定単位期間で認定日を一律に定め、通知しているところである。

##### (2) 電子化の状況

当該認定手続においては、機構支部に来所又は郵送により提出することとしており、電子手続は実施していないが「申請に当たっての留意事項」や様式は電子配信としていること。

#### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

手続の方法については、申請の手引き「申請に当たっての留意事項」にて様式を記載例などと共に示していることから、平成 30 年度に行った以下の見直しに加えて、令和元年度においても引き続きコスト削減に係る見直しを検討したうえで、「申請に当たっての留意事項」の改正を行う。

・様式に求めている押印・署名における省略については、申請の際に必要とされていた署名について不要とした。（押印・電子証明の不要化については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において「各府省は、所管する法令に係る手続について、（中略）「オンラインによる本人確認の手法を決定するための進め方」に基づき、本人確認の手法の見直し等を実施し、中長期計画にその検討状況を組み込むものとする」と記載されたことを受け、「厚生労働省デジタル・ガバメント中長期計画」に必要な見直しを盛り込む。）

- ・同一年度の認定時に既に一度提出した添付書類の省略については、一部の添付書類について省略可能とした。
- ・複数様式の統合、様式内記載項目の削減を行った。

なお、令和元年度においても、更なる削減可能な記載項目、様式（マクロによるチェック機能の付

与等)について継続検討し、「申請に当たっての留意事項」の改正を行う。これにより、訓練実施機関が申請様式を作成するための作成時間(平成29年度実績値:計286.1時間)から20%の削減を目指す。

### **3 コスト計測**

#### **1. 選定理由**

基本計画作成対象手続が本件のみであるため、本手続をコスト計測対象に選定した。

#### **2. コスト計測の方法及び時期**

##### (1) コスト計測の方法

実際に申請を行った訓練実施機関に対して、申請様式の作成に係るアンケート(任意協力依頼)により、申請書類の作成時間及び各様式において署名・添付書類の準備のために要する時間を確認する。本アンケートの実施結果から、申請1件あたりに必要な所要時間数を算出し、当年度の開講に係る申請件数を乗じた数を本手続きの行政手続コストとする。

職業訓練の申請に要する書類の作成時間は平均29.3時間、また、各様式の作成に伴い、署名・添付書類の準備のために必要な時間は平均10.7日を要していたこと(計286.1時間)(※)から、平成28年度の総作業時間は、286.1時間×5,183件(平成28年度の申請件数)=1,482,856時間であったと推計される。

※ 平成29年度に実施したアンケートの結果による

なお、申請については、新規に申請するケース(新規枠)と過去に実施実績のある者が継続して申請するケース(実績枠)があるが、前者は全体の2割程度と少なく、また、申請者によって作成時間等のバラツキも大きい(書類作成時間:13.7時間~180.3時間、準備時間:0日~54日、平均書類作成時間:58.7時間、平均準備時間:19.2日)ことから、本手続コストの削減の対象は、後者の手続のみとする。なお、後者の手続きを見直すことにより、前者の手続きの行政コストの削減にも資するものと考えている。

##### (2) コスト計測の時期

1年で最も認定申請の多い、第4四半期開講コースに係る認定手続を対象とする。